

## 厚生労働省委託事業

## 「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(ハイヤー・タクシー事業者調査) ご協力をお願い(案)

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

## 1. 調査の目的

自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっています。その中で、改善基準告示については、2018年6月28日付参議院厚生労働委員会付帯決議より、自動車運転者の業務については過労死防止の観点から業務の特性を踏まえ、勤務実態に応じた基準を定めることとされており、自動車運転者の労働時間等の実態調査を実施することになりました。

この度、トーマツは、厚生労働省労働基準局監督課より「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業」を委託され、本調査を実施させていただくこととなりました。なお、本調査は、全国のハイヤー・タクシー事業者から無作為に対象を選び送付しています。

この調査の結果は集計・分析し、自動車運転者の労働時間改善を推進するための貴重な検討資料となります。具体的には、本調査結果は取りまとめの上、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会に報告し、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の見直しの議論の検討資料となります。また、本調査結果は、●月以降に厚生労働省のホームページ上で公表する予定です。ご回答いただいた内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

つきましては、ご多用の折に恐れ入りますが、本調査へのご協力を頂きたい、よろしくご協力申し上げます。

## 2. 回答にあたって

## (1) 調査概要及び実施方法

- ・ 本調査は営業所を単位として行っており、企業の中に複数の営業所がある場合には、車両数の最も多い営業所を対象にしています。すべての質問に対して、「営業所」における実態について記入してください。
- ・ 調査票は、運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者など、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方(以下「労務担当者等」という)が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID : XXXXXXXXX

(URL : <https://www.●●.jp>)

## (2) 提出期限

● 月 ● 日 (●) (当日消印有効)

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

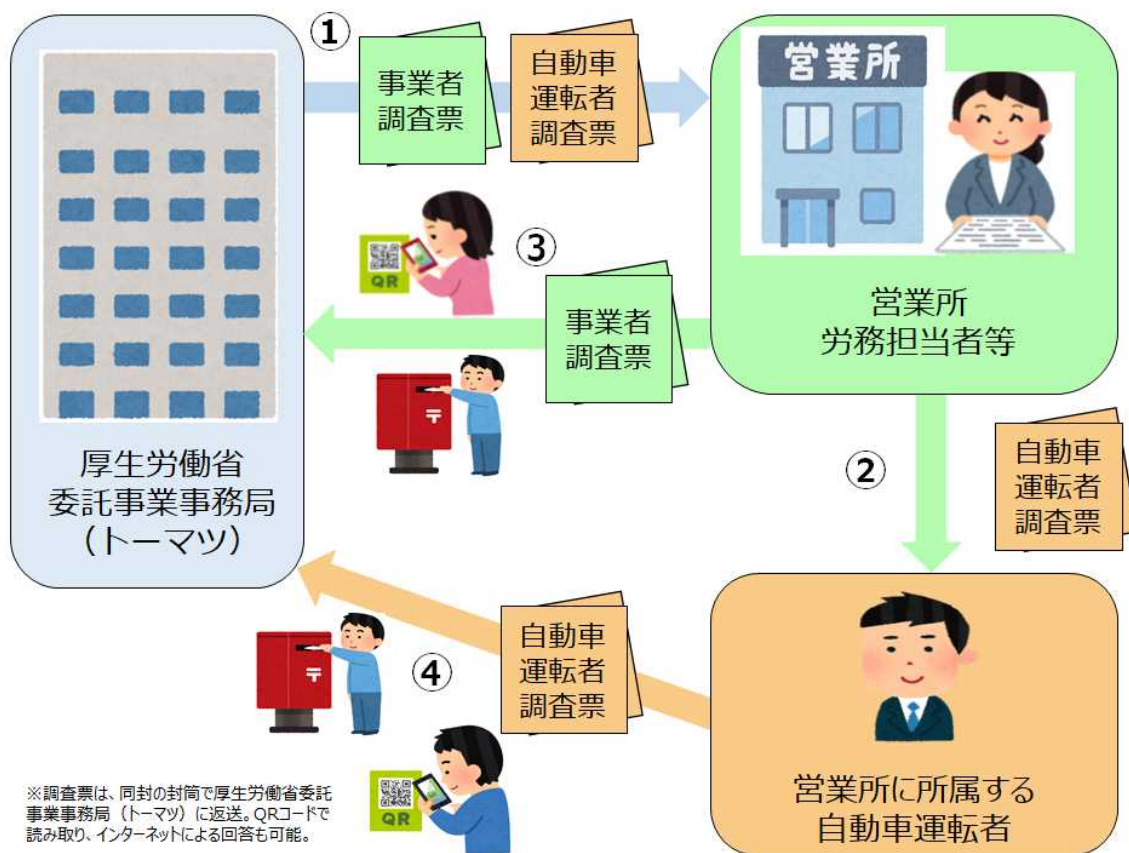
電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (平日 : 10時~17時)

Eメール : 〇〇〇〇@tohatsu.co.jp

### (3) 添付資料について

- 調査票をご提出いただく際には、貴営業所における労働基準法第36条に基づく、直近の労使協定（36協定）と就業規則（労働時間に係る箇所のみ）の写しを同封してください。なお、QRコードでご回答いただく場合には、別途、36協定や就業規則の写しを送付してください。

### (4) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、営業所の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付する。

#### 【事業者が行うこと】

- ② 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼する。
- ③ 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【留意事項】

- 「自動車運転者調査票」は、貴営業所に所属する次の自動車運転者（最大20名）にお渡しください。なお、定数に満たない場合は、貴営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡しください。

2019年の10月（通常期）において「1ヶ月の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者10名」と  
2019年の12月（繁忙期）において「1ヶ月の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者10名」に  
該当する自動車運転者※

※ 通常期、繁忙期の考え方については、下記（5）をご参照の上、貴営業所で決定してください。

- 自動車運転者調査票を自動車運転者にお渡しいただく際に、対象者には次の2点をお伝えください。

- ① 貴営業所の主たる事業内容が「タクシー事業」と「ハイヤー事業」どちらであるか
- ② 対象となる自動車運転者の勤務形態が「日勤勤務」と「隔日勤務」どちらであるか

- 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者から直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、貴営業所で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡しください。
- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは所属先の営業所に連絡させていただきます。

### （5）通常期や繁忙期の考え方について

- この調査票には、2019年の「通常期」や「繁忙期」の状況について尋ねる質問があります。「通常期」は2019年10月における状況を、「繁忙期」は2019年12月における状況を記入してください。
- 「通常期」の10月や「繁忙期」の12月の考え方は、以下のとおりです。

**（通常期）10月中に給与の締め日が到来する直前の1か月**  
 例えば、10月1日～10月31日、9月16日～10月15日 等

【例】毎月の給与の締め日が15日の場合——

	9月1日	9月16日	10月15日	10月31日
通常期	← この1ヶ月間が対象 →			

**（繁忙期）12月中に給与の締め日が到来する直前の1か月**  
 例えば、12月1日～12月31日、11月16日～12月15日 等

【例】毎月の給与の締め日が15日の場合——

	11月1日	11月16日	12月15日	12月31日
繁忙期	← この1ヶ月間が対象 →			

## 3. 記入時の注意事項について

### ① 選択肢式の質問

（1）主たる事業内容（あてはまるもの一つに○）

- ① 一般乗用旅客自動車運送業（タク
2. 一般乗用旅客自動車運送業（ハイヤ
3. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ ）

「あてはまるもの一つに○」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。該当がない場合には、空欄でかまいません。

②括弧内に数字を記入する質問

(2) 従業員数及び自動車運転者数

	事業場全体*	うち自動車運転者数
従業員数	( 10 ) 人	( 7 ) 人

※「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数

括弧内に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。  
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

③選択肢の横に記入欄のある質問

問4で「1. (日勤勤務者(車庫待ち等の運転者以外)の) 1日の拘束

問4-1 「日勤勤務者(車庫待ち等の運転者以外)の1日の拘束時間  
あると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

- ① 「13時間以内」が基本されていること
2. 延長する場合、「18時間」が限度であること
3. その他( )

(適切と思う時間: ● 時間)

(適切と思う時間: \_\_\_\_\_ 時間)

あてはまるものに○を付けた上で、括弧内に具体的な数字を記入してください。

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

④自由記述式の質問

問5 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

参考：ヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から営業所の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対してヒアリングを行いたい旨を連絡する。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に連絡先を確認した上でヒアリング対象者に対して直接連絡し、ヒアリングの日時を調整する。
- ・ ヒアリングについては、原則、電話で実施（※Skype、テレビ会議等は使用しない）。

# ハイヤー・タクシー事業者調査票 (案)

## I. 貴営業所の概要について

問1 貴営業所について、次の(1)～(9)をご回答ください。

(1) 貴営業所の所在地

( ) 都・道・府・県

(2) 保有する車両の台数

① 車両の総数

( ) 台

② 内訳 (車両の種類)

	車両の台数
① タクシー車両	( ) 台
② ハイヤー車両	( ) 台

③ 内訳 (タコグラフの搭載状況)

	保有車両台数
アナログタコグラフ搭載車両	( ) 台
デジタルタコグラフ搭載車両	( ) 台

(3) 主たる事業内容 (あてはまるもの一つに○)

1. 一般乗用旅客自動車運送業 (タクシー事業)
2. 一般乗用旅客自動車運送業 (ハイヤー事業)
3. その他 (具体的に: )

※ 主たる事業内容の選定基準は2019年1～12月の売上高が大きい事業としてください。

(4) 従業員数及び自動車運転者数

	営業所全体※	うち自動車運転者数※
従業員数	( ) 人	( ) 人

※ 「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数

(5) タクシー・ハイヤー別の自動車運転者

	タクシー専任	ハイヤー専任	タクシー・ハイヤー兼任
① 日勤勤務※ <sup>1</sup> 者	( ) 人	( ) 人	( ) 人
② (上記①のうち) 主に車庫待ち等※ <sup>3</sup> の運転者	( ) 人	( ) 人	( ) 人
③ 隔日勤務※ <sup>2</sup> 者	( ) 人	( ) 人	( ) 人
④ (上記③のうち) 主に車庫待ち等※ <sup>3</sup> の運転者	( ) 人	( ) 人	( ) 人

※1 日勤勤務とは朝から夕方まで勤務する勤務形態、又は夕方から朝まで勤務する勤務形態をいいます。

※2 隔日勤務とは、二労働日の勤務を一勤務にまとめて連続して行う勤務をいいます。

※3 車庫待ち等とは車庫等に待機し、顧客需要に応じて出庫する営業形態をいいます。駅待ち等は車庫待ち等に含まれます。

(6) 給与体系別の自動車運転者数

	給与体系別の自動車運転者数
① 固定給（基本給）のみ	( ) 人
② 固定給（基本給）と歩合給	( ) 人
③ 歩合給のみ（完全歩合給）	( ) 人

(7) 運行管理に従事する者の数

( ) 人
-------

(8) 労働組合の有無（あてはまるもの一つに○）

1. 従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある
2. 過半数組合ではないが組合がある
3. 労働組合はない

(9) 時間外労働及び休日労働の限度を定める労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）を締結していますか。（あてはまるもの一つに○）

1. 締結している
2. 締結していない

(9)で「1. 締結している」と回答した方にお尋ねします。

(9) - 1 改善基準告示で定められている日勤勤務者の1ヶ月当たり299時間の拘束時間を322時間まで延長していますか。（あてはまるもの一つに○）

1. 322時間まで延長している
2. 322時間まで延長していない

(9)で「1. 締結している」と回答した方にお尋ねします。

(9) - 2 改善基準告示で定められている隔日勤務者の1ヶ月当たり262時間の拘束時間を270時間まで延長していますか。（あてはまるもの一つに○）

1. 270時間まで延長している
2. 270時間まで延長していない

## II. 自動車運転者の拘束時間等について

問2 貴営業所の自動車運転者全員の拘束時間等について、2019年の状況※を次の(1)、(2)の表にそれぞれご記入ください。

※ 2019年10月(通常期)及び2019年12月(繁忙期)の考え方については別添の『自動車運転者の労働時間等に係る実態調査』(事業者調査)ご協力をお願いをご覧ください。

### (1) 日勤勤務者について

① 通常期と繁忙期の第一営業日の拘束時間 (それぞれの時間に該当する人数を記載ください)

参考1: 通常期と繁忙期の例——

(通常期) 10月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月 【例】10月1日～10月31日、9月16日～10月15日等

(繁忙期) 12月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月 【例】12月1日～12月31日、11月16日～12月15日等

参考2: 通常期と繁忙期の第一営業日の例——

(通常期) 10月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が10月1日～10月31日の場合は10月1日

(繁忙期) 12月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が12月1日～12月31日の場合は12月1日

	1日 <sup>※2</sup> の拘束時間別の自動車運転者数	
	2019年10月(通常期)	2019年12月(繁忙期)
13時間未満	( )人	( )人
13時間以上～16時間未満	( )人	( )人
16時間以上～18時間以下	( )人	( )人
18時間超	( )人	( )人

※ 「1日」は、始業の時間を起点として24時間後までとします。

② 通常期と繁忙期の1ヶ月の拘束時間 (それぞれの時間に該当する人数を記載ください)

	1ヶ月の拘束時間別の自動車運転者数	
	2019年10月(通常期)	2019年12月(繁忙期)
275時間未満	( )人	( )人
275時間以上～299時間未満	( )人	( )人
299時間以上～322時間以下	( )人	( )人
322時間超	( )人	( )人

③ 2019年1～12月の1年間の拘束時間 (それぞれの時間に該当する人数を記載ください)

	1年間の拘束時間別の自動車運転者数
3,300時間未満	( )人
3,300時間以上～3,588時間未満	( )人
3,588時間以上～3,864時間以下	( )人
3,864時間超	( )人



④ 上記①で計算の対象とした第一営業日の時間外労働時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

		1日の時間外労働時間別の自動車運転者数	
		2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
時間外労働なし		（ ）人	（ ）人
時間外 労働 あり	1時間未満	（ ）人	（ ）人
	1時間以上～4時間以下	（ ）人	（ ）人
	4時間超～7時間以下	（ ）人	（ ）人
	7時間超	（ ）人	（ ）人

⑤ 上記①で計算の対象とした第一営業日の休憩時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

		1日の休憩時間別の自動車運転者数	
		2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
なし		（ ）人	（ ）人
1時間未満		（ ）人	（ ）人
1時間以上		（ ）人	（ ）人

⑥ 上記①で計算の対象とした第一営業日から起算した1週間において、1日の拘束時間が16時間を超えた回数（それぞれの回数に該当する人数を記載ください）

		16時間を超えた1週間あたりの回数別の自動車運転者数	
		2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
0回		（ ）人	（ ）人
1回～3回		（ ）人	（ ）人
4～6回		（ ）人	（ ）人
7回		（ ）人	（ ）人
8回以上		（ ）人	（ ）人

⑦ 通常期と繁忙期における法定休日労働<sup>※</sup>の回数（それぞれの回数に該当する人数を記載ください）

		法定休日労働回数別の自動車運転者数	
		2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
0回		（ ）人	（ ）人
1回		（ ）人	（ ）人
2回		（ ）人	（ ）人
3回		（ ）人	（ ）人
4回以上		（ ）人	（ ）人

※ 法定休日とは、労働基準法により義務付けられている休日で、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。法定休日労働とは、この法定休日に労働させた場合が休日労働であり、改善基準告示では休日労働は2週間に1回が限度とされています。



(2) 隔日勤務者について

① 通常期と繁忙期の第一営業日から起算した2暦日の拘束時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

参考：通常期と繁忙期の例——

（通常期）10月中に給与の締め日が到来する直前の1か月 【例】10月1日～10月31日、9月16日～10月15日等

（繁忙期）12月中に給与の締め日が到来する直前の1か月 【例】12月1日～12月31日、11月16日～12月15日等

参考2：通常期と繁忙期の第一営業日から起算した2暦日の例——

（通常期）10月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が10月1日～10月31日の場合は10月1日～2日

（繁忙期）12月中に給与の締め日が到来する直前の1ヶ月が12月1日～12月31日の場合は12月1日～2日

	2暦日の拘束時間別の自動車運転者数	
	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
21時間未満	( )人	( )人
21時間以上～24時間以下	( )人	( )人
24時間超	( )人	( )人

② 通常期と繁忙期の1ヶ月の拘束時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	1ヶ月の拘束時間別の自動車運転者数	
	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
262時間未満	( )人	( )人
262時間以上～270時間以下	( )人	( )人
270時間超～290時間以下	( )人	( )人
290時間超	( )人	( )人

③ 2019年1～12月の1年間の拘束時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	1年間の拘束時間別の自動車運転者数
3,144時間未満	( )人
3,144時間以上～3,192時間以下	( )人
3,192時間超	( )人

④ 上記①で計算の対象とした2暦日の時間外労働時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	2暦日の時間外労働時間別の自動車運転者数	
	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
時間外労働なし	( )人	( )人
時間外労働あり	1時間未満	( )人
	1時間以上～4時間以下	( )人
	4時間超～7時間以下	( )人
	7時間超	( )人

- ⑤ 通常期と繁忙期における第一営業日から起算した1週間において、2 暦日の拘束時間が24 時間を超えた回数（それぞれの回数に該当する人数を記載ください）

	24 時間を超えた1週間あたりの回数別の自動車運転者数	
	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
0回	（ ）人	（ ）人
1回～3回	（ ）人	（ ）人
4～6回	（ ）人	（ ）人
7回	（ ）人	（ ）人
8回以上	（ ）人	（ ）人

- ⑥ 通常期と繁忙期における法定休日労働※の回数（それぞれの回数に該当する人数を記載ください）

	法定休日労働回数別の自動車運転者数	
	2019年10月（通常期）	2019年12月（繁忙期）
0回	（ ）人	（ ）人
1回	（ ）人	（ ）人
2回	（ ）人	（ ）人
3回	（ ）人	（ ）人
4回以上	（ ）人	（ ）人

※ 法定休日とは、労働基準法により義務付けられた休日で、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。法定休日労働とは、この法定休日に労働させた場合が休日労働であり、改善基準告示では休日労働は2週間に1回が限度とされています。

### III. 改善基準告示の内容について

#### ■改善基準告示の主な内容

##### 【日勤勤務者について】

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。  
(車庫待ち等の運転者は「勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること」、「1日の拘束時間が16時間を超える回数が1ヶ月について7回以内であること」、「1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠を与えること」の3つの要件を満たす場合、1日の拘束時間を24時間まで延長することができる)
- (2) 1ヶ月の拘束時間は299時間を限度とする。  
(車庫待ち等の運転者の場合は労使協定を結ぶことで322時間まで延長することができる)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

##### 【隔日勤務者について】

- (5) 2暦日の拘束時間は21時間以内とする。また、勤務終了後、休息期間は継続20時間以上とする。  
(車庫待ち等の運転者の場合は「夜間4時間以上の仮眠時間を与えること」により、1ヶ月で7回を上限として、2暦日の拘束時間を24時間まで延長することができる。また、この場合、1ヶ月の拘束時間は262時間又は労使協定により262時間を超え270時間以内で定めた時間に20時間を加えた時間まで延長することができる)
- (6) 1ヶ月の拘束時間は262時間を限度とする。  
(労使協定を結ぶことで、1年のうち6ヶ月までは、1か月270時間まで延長することができる)
- (7) 休息期間は継続20時間以上とする
- (8) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問3 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目をご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

日勤勤務者	1. 1日の拘束時間 2. 1ヶ月の拘束時間 3. 休息期間 4. 休日労働 5. 日勤として特にない
隔日勤務者	6. 2暦日の拘束時間 7. 1ヶ月の拘束時間 8. 休息期間 9. 休日労働 10. 隔日勤務として特にない

ここからの質問（問3-1～問3-9）は、問3で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく質問
問3で「1.（日勤勤務者の）1日の拘束時間」を選択した方	問3-1
問3で「2.（日勤勤務者の）1ヶ月の拘束時間」を選択した方	問3-2
問3で「3.（日勤勤務者の）休息期間」を選択した方	問3-3
問3で「4.（日勤勤務者の）休日労働」を選択した方	問3-4
問3で「6.（隔日勤務者の）2暦日の拘束時間」を選択した方	問3-5
問3で「7.（隔日勤務者の）1ヶ月の拘束時間」を選択した方	問3-6
問3で「8.（隔日勤務者の）休息期間」を選択した方	問3-7
問3で「9.（隔日勤務者の）休日労働」を選択した方	問3-8

（問3で「5. 日勤として特にない」や「10. 隔日勤務として特にない」を選択した方は、問4にお進みください。）

問3で「1.（日勤勤務者の）1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-1 「日勤勤務者の1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「13時間以内」が基本とされていること （適切と思う時間：\_\_\_\_\_時間）
2. 延長する場合、「16時間」が限度であること （適切と思う時間：\_\_\_\_\_時間）
3. その他（ \_\_\_\_\_ ）

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「2.（日勤勤務者の）1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-2 「日勤勤務者の1ヶ月の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「299時間」が限度であること （適切と思う時間：\_\_\_\_\_時間）
2. その他（ \_\_\_\_\_ ）

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「3. (日勤勤務者の) 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問3-3 「日勤勤務者の休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「4. (日勤勤務者の) 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問3-4 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度： \_\_\_\_\_ 週間に \_\_\_\_\_ 回)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「6. (隔日勤務者の) 2暦日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-5 「隔日勤務者の2暦日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「21時間」以内であること (適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「7.（隔日勤務者の）1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問3-6 「隔日勤務者の1ヶ月の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「262時間」が限度であること (適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間)
2. 延長する場合「270時間」が限度であること (適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間)
3. 延長する場合でも、1年のうち延長可能な月数は「6ヶ月」までであること (適切と思う月数： \_\_\_\_\_ ヶ月)
4. その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「8.（隔日勤務者の）休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問3-7 「隔日勤務者の休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 継続「20時間」以上であること (適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問3で「9.（隔日勤務者の）休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問3-8 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度： \_\_\_\_\_ 週間に \_\_\_\_\_ 回)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問4 問題と考える点

日勤、隔日勤務、車庫待ち含め、問題点を自由にご記入ください。

**IV. その他**

問5 改善基準告示を遵守することが難しい場合に考えられる理由をお教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自動車運転者の営業収入や歩合の体系によって運行が左右されてしまうため
2. 自動車運転者が指示通りに運行しないため
3. 自社側の労働時間管理が正確ではないため
4. 自動車運転者が運転日報を正確に記入していないため
5. 自動車運転者の労働時間が道路渋滞の状況に左右されてしまうため
6. お客様の都合によるため
7. 改善基準告示が複雑すぎて、ハイヤー・タクシーの運行管理の実情に合っていないから
8. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
9. 改善基準告示を遵守する上で、特に難しいことはない

(具体的に1～8の内容について記載ください。)



問6 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

--

#### V. 照会先（回答者）について

ご氏名		電話番号	
営業所名・ 部署名		メールアドレス	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**厚生労働省委託事業**  
**「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(ハイヤー・タクシー自動車運転者調査)**  
**ご協力をお願い(案)**

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

## 1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較すると長時間労働の実態があり、労働条件や安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっています。
- ・ 自動車運転者の労働時間については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」という基準が定められていますが、働き方改革の施行を踏まえ、この度、その基準が見直されることになりました。
- ・ この調査は、自動車運転者の労働時間等実態を把握し、基準の見直しが実態に即したものになるよう実施するものです。
- ・ 調査の結果は集計・分析し、自動車運転者の労働時間改善を推進するための貴重な検討資料となります。
- ・ 調査の結果は取りまとめの上、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会に報告し、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の見直しの議論の検討資料となります。また、本調査結果は、●月以降に厚生労働省のホームページ上で公表する予定です。
- ・ ご回答いただいた内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。
- ・ この調査は、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施いたします。

つきましては、ご多用の折に恐れ入りますが、本調査へのご協力を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 回答にあたって

### (1) 調査概要及び実施方法

- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID : XXXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

### (2) 提出期限

**● 月 ● 日 (●) (当日消印有効)**

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

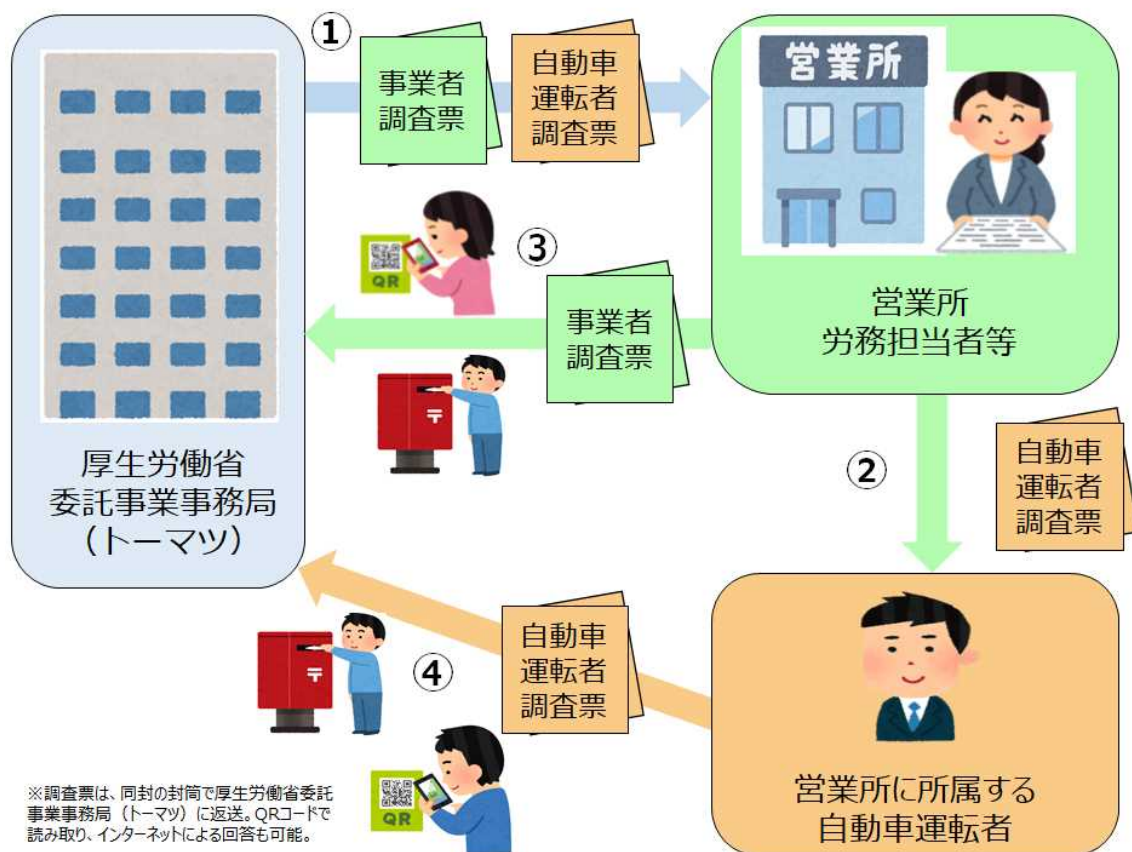
#### 問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (平日 : 10時~17時)

Eメール : 〇〇〇〇@tohmatu.co.jp

### (3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、営業所の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付する。

#### 【事業者が行うこと】

- ② 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼する。
- ③ 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【留意事項】

- ・ あなたが記入した調査票はトーマツに直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）してください。
- ・ 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは所属先の営業所の労務担当者等に連絡させていただきます。

### 3. 記入時の注意事項について

#### ①選択式の質問

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(性別はあてはまるもの一つに○)

(1) 性別	<input checked="" type="radio"/> 1. 男性
(2) 年齢	( ) 歳

「あてはまるもの一つに○」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。

#### ②括弧内に数字を記入する質問

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(性別はあてはまるもの一つに○)

(1) 性別	1. 男性	2. 女性
(2) 年齢	( 50 ) 歳	

括弧内に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。

#### ③表組の質問

問11 次の(1)～(8)によって、疲労度は変わるとお考えですか。もっともあてはまるものをお答えください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○)

	変わると思わず	いえない	変わると思わない
(1) 乗車する車両の性能	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(2) 勤務時間帯(早朝か深夜か)	1	<input checked="" type="radio"/> 2	3
(3) 勤務時間帯が固定されず変動すること	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(4) 自身の年齢	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(5) 会社までの通勤時間	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3
(6) 直近の睡眠時間	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(7) 食事や通勤などの時間	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3
(8) 通勤時間	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3

項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。

#### ④選択肢の横に記入欄のある質問

あてはまるものに○を付けた上で、括弧内に具体的な数字を記入してください。

問17で「1. 日勤勤務者(車庫待ち等の運転者以外)の1日の拘束時間」

問17-1 「日勤勤務者(車庫待ち等の運転者以外)の1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「13時間以内」が基本されていること (適切と思う時間: ● 時間)
2. 延長する場合、「16時間」が限度であること (適切と思う時間: \_\_\_\_ 時間)
3. その他 ( )

⑤自由記述式の質問

問 18 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

文字数に決まりはありません  
ので、枠内に簡潔に記述して  
ください。

# ハイヤー・タクシー自動車運転者調査票 (案)

以下については、

- ①日勤・タクシー / ②日勤・ハイヤー  
③隔勤・タクシー / ④隔勤・ハイヤー

について記入します。

※ ①日勤・タクシー/②日勤・ハイヤー/③隔勤・タクシー/④隔勤・ハイヤー のうち、所属先の営業所から指示のあった箇所を○で囲んでください。指示がない場合は労務担当者等に確認の上、ご回答ください。

※ ②日勤・ハイヤー もしくは ④隔勤・ハイヤー を○で囲んだ方は、I、II、VIのみをお答えください。

## I. あなたご自身について

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(性別はあてはまるもの一つに○)

(1) 性別	1. 男性	2. 女性
(2) 年齢	( ) 歳	

問2 あなたの雇用形態をお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 正規雇用者\* 2. それ以外

※ 直接雇用であり、雇用期間に定めがなくフルタイムの従業員

問3 現在の勤務先での勤続年数\*をお答えください。

 年

※ 月数は切上げて記載ください。

問4 これまでの自動車運転者としての経験年数\*をお答えください。(他社での経験も含みます)

 年

※ 他社での経験も含め、トラック、バス等の経験年数も含めて記載ください。

※ 月数は切上げて記載ください。

問5 あなたは主に車庫待ち等の運転者\*ですか。(あてはまるもの一つに○)

1. はい 2. いいえ

※ 車庫等に待機し、顧客需要に応じて勤務する運転者を言います。駅待ちも含まれます。

問6 あなたの勤務シフトをお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 勤務シフトが一定である  
2. 勤務シフトが一定ではない

問7 あなたの勤務時間帯をお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 所定時間内に深夜業(午後10時～午前5時)が含まれる  
2. 所定時間内に深夜業(午後10時～午前5時)が含まれない





### III. 休息期間の過ごし方について

問 12 あなたは、勤務（待機や車両整備を含む）をしていない時間をどのように過ごされていますか。繁忙期である2019年12月の典型的な1日について、次の（１）～（４）にかかるおおよその時間をお答えください。

	所要時間	
（１） 通勤時間（往復の合計時間）	時間	分
（２） 食事時間	時間	分
（３） 睡眠時間	時間	分
（４） その他	時間	分

### IV. 改善基準告示の認識等について

問 13 あなたは、改善基準告示の内容をご存じですか。改善基準告示の（１）～（１０）の内容について、あてはまるものをお答えください。（それぞれ、あてはまるもの一つに○）

	知っている	知らない
（１） タクシーの日勤勤務者の「1日の拘束時間 <sup>※1</sup> 」は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とすること	1	2
（２） 上記（１）について、車庫待ち等の運転者の場合は1日の拘束時間を「24時間」まで延長することができること <sup>※2</sup>	1	2
（３） タクシーの日勤勤務者の「1ヶ月の拘束時間」は299時間を限度とすること	1	2
（４） 上記（３）について、車庫待ち等の運転者の場合は労使協定を結ぶことで322時間まで延長することができること	1	2
（５） タクシーの日勤勤務者の「休息期間」は原則として継続8時間以上必要であること	1	2
（６） タクシーの隔日勤務者の「2暦日の拘束時間」は21時間以内であること	1	2
（７） 上記（６）について、車庫待ち等の運転者の場合は1ヶ月で7回を上限として、2暦日の拘束時間を24時間まで延長することができること <sup>※3、※4</sup>	1	2
（８） タクシーの隔日勤務者の「1ヶ月の拘束時間」は262時間を限度とし、労使協定があれば270時間まで延長することができること	1	2

	知っている	知らない
(9) タクシーの隔日勤務者の「休息期間」は継続 20 時間以上必要であること	1	2
(10) 日勤勤務者・隔日勤務者共に、「休日労働」は2週間に1回を限度とすること	1	2

- ※1 拘束時間とは、始業から終業までの時間を意味し、休憩時間（仮眠時間を含む）を含めた時間のことを言います。
- ※2 「勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること」「1 日の拘束時間が 16 時間を超える回数が 1 ヶ月について 7 回以内であること」「1 日の拘束時間が 18 時間を超える場合には、夜間 4 時間以上の仮眠を与えること」の 3 つの要件を満たす場合に限りです。
- ※3 夜間 4 時間以上の仮眠時間を与えることが必要です。
- ※4 この場合、1 ヶ月の拘束時間の上限を、262 時間又は労使協定により 262 時間を超え 270 時間以内で定めた時間に 20 時間を加えた時間まで延長することができます。

## V. 拘束時間等の状況と改善基準告示の内容について

(2019 年当時のことをお尋ねします。)

問 14 2019 年 12 月頃の最も忙しかった時期の拘束時間や運転時間について教えてください。

最も長かった 1 日の拘束時間	時間
1 ヶ月のおおよその拘束時間	時間

問 15 次の各種時間のうち、問 14 で回答した「最も長かった 1 日の拘束時間」に含まれていないものはありますか。含まれていないものを選択した上で、それにかかった時間をお答えください。(あてはまるもの全てに○)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1. 始業点呼時間        | (かかった時間：_____時間) |
| 2. 納金時間          | (かかった時間：_____時間) |
| 3. 洗車時間          | (かかった時間：_____時間) |
| 4. 車両点検時間        | (かかった時間：_____時間) |
| 5. 終業点呼時間        | (かかった時間：_____時間) |
| 6. その他 ( _____ ) | (かかった時間：_____時間) |

(ここからは改善基準告示に関してお尋ねします。)

■改善基準告示の主な内容

【日勤勤務者について】

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。  
(車庫待ち等の運転者は「勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること」、「1日の拘束時間が16時間を超える回数が1ヶ月について7回以内であること」、「1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠を与えること」の3つの要件を満たす場合、1日の拘束時間を「24時間」まで延長することができる)
- (2) 1ヶ月の拘束時間は299時間を限度とする。  
(車庫待ち等の運転者の場合は労使協定を結ぶことで322時間まで延長することができる)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

【隔日勤務者について】

- (5) 2暦日の拘束時間は21時間以内とする。また、勤務終了後、休息期間は継続20時間以上とする。  
(車庫待ち等の運転者の場合は『夜間4時間以上の仮眠時間を与えること』により、1ヶ月で7回を上限として、2暦日の拘束時間を24時間まで延長することが可能。また、この場合、1ヶ月の拘束時間の上限を、262時間又は労使協定により262時間を超え270時間以内で定めた時間に20時間を加えた時間まで延長することが可能)
- (6) 1ヶ月の拘束時間は262時間を限度とする。  
(労使協定を結ぶことで、1年のうち6ヶ月までは、1か月270時間まで延長することができる)
- (7) 休息期間は継続20時間以上とする
- (8) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問 16 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目をお答えください。(あてはまるもの全てに○)

日勤勤務者	1. 1日の拘束時間 2. 1ヶ月の拘束時間 3. 休息期間 4. 休日労働 5. 日勤として特にな 6. 日勤として問題があるか分からない
隔日勤務者	7. 2暦日の拘束時間 8. 1ヶ月の拘束時間 9. 休息期間 10. 休日労働 11. 隔日勤務として特にな 12. 隔日勤務として問題があるか分からない

ここからの質問（問 16-1～問 16-9）は、問 16 で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく付問
問 16 で「1.（日勤勤務者の）1日の拘束時間」を選択した方	問 16-1
問 16 で「2.（日勤勤務者の）1ヶ月の拘束時間」を選択した方	問 16-2
問 16 で「3.（日勤勤務者の）休息期間」を選択した方	問 16-3
問 16 で「4.（日勤勤務者の）休日労働」を選択した方	問 16-4
問 16 で「7.（隔日勤務者の）2暦日の拘束時間」を選択した方	問 16-5
問 16 で「8.（隔日勤務者の）1ヶ月の拘束時間」を選択した方	問 16-6
問 16 で「9.（隔日勤務者の）休息期間」を選択した方	問 16-7
問 16 で「10.（隔日勤務者の）休日労働」を選択した方	問 16-8

（問 16 で「5. 日勤として特にない」、「6. 日勤として問題があるか分からない」、「11. 隔日勤務として特にない」、「12. 隔日勤務として問題があるか分からない」を選択した方は、問 17 にお進みください。）

問 16 で「1. 日勤勤務者の1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-1 「日勤勤務者の1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「13 時間以内」が基本されていること （適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間）
2. 延長する場合、「16 時間」が限度であること （適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間）
3. その他（ \_\_\_\_\_ ）

問 16 で「2.（日勤勤務者の）1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-2 「日勤勤務者の1ヶ月の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「299 時間」が限度であること （適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間）
2. その他（ \_\_\_\_\_ ）

問 16 で「3.（日勤勤務者の）休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-3 「日勤勤務者の休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 継続「8 時間」以上であること （適切と思う時間： \_\_\_\_\_ 時間）
2. その他（ \_\_\_\_\_ ）

問 16 で「4. (日勤勤務者の) 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問 16-4 「日勤勤務者の休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度: \_\_\_\_\_週間に\_\_\_\_回)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 16 で「7. (隔日勤務者の) 2暦日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-5 「隔日勤務者の2暦日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「21時間」以内であること (適切と思う時間: \_\_\_\_\_時間)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 16 で「8. 隔日勤務者の1ヶ月の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-6 「隔日勤務者の1ヶ月の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「262時間」が限度であること (適切と思う時間: \_\_\_\_\_時間)
2. 延長する場合「270時間」が限度であること (適切と思う時間: \_\_\_\_\_時間)
3. 延長する場合でも、1年のうち延長可能な月数は「6ヶ月」までであること (適切と思う月数: \_\_\_\_\_ヶ月)
4. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 16 で「9. (隔日勤務者の) 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問 16-7 「隔日勤務者の休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 継続「20時間」以上であること (適切と思う時間: \_\_\_\_\_時間)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 16 で「10. (隔日勤務者の) 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問 16-8 「隔日勤務者の休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度: \_\_\_\_\_週間に\_\_\_\_回)
2. その他 ( \_\_\_\_\_ )

## VI. その他の事項について

問 17 あなたが改善基準告示を遵守して運転できるような運行計画を事業主は作成してくれていると思いますか。もっともあてはまるものをお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 作成してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 作成してくれていると思わない

問 18 改善基準告示の見直しにより拘束時間が短縮されたり、休息期間が増えたりした場合、あなたにとってどのような利点があると思いますか。また、どのような問題が生じると思いますか。

問 19 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。